

農業委員会における農地等の利用の最適化について

令和2年11月

農林水産省

経営局

目次

1. 農業委員会制度の見直し	
(1) 農業委員会法改正の概要	1
(2) 農業委員会の業務(農業委員と農地利用最適化推進委員)	2
(3) 農地等の利用の最適化の推進状況の公表	3
2. 担い手への農地の利用集積の取組状況	
(1) 担い手への農地の利用集積の仕組み	4
(2) 担い手への農地の利用集積の目標と実績	5
(3) 担い手への農地の利用集積の課題	6
3. 遊休農地解消の取組状況	
(1) 遊休農地の解消の仕組み	7
(2) 遊休農地の解消目標と実績	8
(3) 遊休農地の解消の課題	9
4. 新規参入促進の取組状況	
(1) 新規参入促進の仕組み	10
(2) 新規参入促進の目標と実績	11
(3) 新規参入促進の課題	12

1. 農業委員会制度の見直し

1-(1) 農業委員会法改正の概要

- 平成28年に施行された改正農業委員会法において、農業委員会の業務として、①農地法等の法令業務に加え、②農地利用の最適化業務（担い手への農地の利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進）が必須化
- これに伴い、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱する仕組みを創設。平成30年度末までに約1万8千人の推進委員が委嘱され、令和元年度から2期目がスタート
〔併せて、担い手の意向を反映した農業委員会の運営となるよう、農業委員の選出方法を選挙制から市町村長の任命制に変更し、原則として農業委員の過半を認定農業者が占めるようにしたところ〕
- これらの業務や体制の見直しは、平成25年の国家戦略特区法の狙いを踏まえて行われたところであり、改正農業委員会法の施行後は、特区適用は行われていない。

農業委員会の業務

【必須業務】

- ① 農地法等の法令業務
 - ・ 農地の権利移動の許可
 - ・ 農地転用案件への意見具申 等

② 最適化業務

- ・ 担い手へ農地の利用集積
- ・ 遊休農地の解消
- ・ 新規参入の促進

新たに必須化

【任意業務】

- ③ 法人化その他の農業経営の合理化
- ④ 農業に関する調査及び情報提供

農業委員の任命要件

- 過半を原則として認定農業者
- 農業者以外の中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上 等

農業委員会の新制度への移行状況

	新制度1期目		新制度2期目	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
委員会数	287	1,187	229	287

※ 農林水産省及び全国農業会議所調べ

※ 農業委員の任期は3年間。任期が満了した委員会から順次新制度へ移行

農業委員会と市町村の事務分担特例 (国家戦略特区法第19条(平成25年施行))

- 市町村長と農業委員会が、農業委員会の農地の権利移動の許可事務を市町村が分担することに合意した場合に、市町村が当該許可事務を行うことができる特例
- 農業委員会が、農地の斡旋、遊休農地の解消等に注力するという趣旨

<特例適用市町村>

養父市(平成26年)、新潟市(平成27年)、常滑市(平成27年)

1-(2) 農業委員会の業務(農業委員と農地利用最適化推進委員)

- 農地法等の許可に関して**委員会としての意思決定を行う農業委員**と、**農地利用最適化業務（担い手への農地の利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進）**を行う**推進委員**が役割分担しつつ、相互に連携して業務を実施

農業委員

<農業委員会として決定>

- 農地の権利移動の許可
- 農地転用案件への意見具申 等

農地利用最適化推進委員

<担当地域において、農地利用最適化業務を実施>

- 担い手への農地の利用集積
- 遊休農地の解消
- 新規参入の促進

<農業委員の活動内容>

- 農地の権利移動の許可申請案件について、申請者からの申請内容の聴取、現地を確認
- 総会に出席し、農地の権利移動の許可や農地転用案件について審議
- 権利移動や農地転用の許可農地について、申請内容の履行状況を確認
- 違反転用の巡回監視、是正指導

※ 農業委員は、権利移動の許可等の業務に加えて、推進委員の農地利用最適化業務を協力して実施

<農地利用最適化推進委員の活動内容>

- 農業者を訪問等して、後継者の有無や所有農地の貸出希望等を確認し、地域の話合いで情報提供
- 農地の利用状況を現地調査した上で遊休農地か否かを判定し、農地台帳に記録し、所有者に対し耕作の再開指導や担い手・農地中間管理機構への貸付意向を確認し、斡旋
- 新規参入希望者の相談対応、貸し出し希望の所有者や農地中間管理機構の紹介、所有者と新規参入希望者の話合いに立会い

1-(3) 農地等の利用の最適化の推進状況の公表

- 改正農業委員会法を受けて、各農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、**毎年度、農地等の利用の最適化の推進状況**（担い手への農地の利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進）等について公表
- その際、PDCAサイクルが適切に働くようにするため、各農業委員会毎に農地等の利用の最適化のそれぞれの項目について、具体的な**目標を定め、その実績・評価を公表するよう、通知を発出**
- 国においても、全国の農業委員会の目標及び実績をとりまとめて公表

各農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況等を公表（法第37条）

具体的な目標を定め、その実績・評価を公表するよう通知

「農業委員会事務の実施状況等の公表について」
平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知

国は、公表された事項をとりまとめて公表
(省令第15条第3項)

○各農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

I 担い手への農地の利用集積・集約化			
1 現状及 ては、現状 の状況を記 載する。 ※1 営利性 ※2 これまで の実績を記 載する。	II 新たに農業経営を営むとする者の参入促進		
	○○年度新規参入者数	○○年度新規参入者数	○○年度新規参入者数
新規参入の状況 ※3 新規参入者数を記載する。 ※4 新規参入者が取得した農地面積を記載する。 ※5 新規参入者が取得した農地面積と、上記で記載した経営者が取得した農地面積の合計を記入。	経営体	経営体	経営体
	○○年度新規参入者 が取得した農地面積	○○年度新規参入者 が取得した農地面積	○○年度新規参入者 が取得した農地面積
2 令和〇 集積	ha	ha	ha
3 目標の 活動	ha	ha	ha
4 目標及 活動に 活動に	ha	ha	ha
※1 参入目標及び参入実績欄には、活動内容に記載した過去3年の農地の種別別活動を行った新規参入者数を記入。法人雇用や親族は含まれない。 ※2 新規参入者は、年間新たに参入した新規参入者数を記入。 ※3 参入実績面積は、上記で記載した経営者が取得した農地面積の合計を記入。			
3 目標の達成に向けた活動			
活動計画	活動実績	達成状況 (②/①×100)	
経営体	経営体	%	
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況 (④/③×100)	
ha	ha	%	
※1 参入目標及び参入実績欄には、活動内容に記載した参入者数及び農地面積を記入。 ※2 参入実績は、年間新たに参入した新規参入者数を記入。 ※3 参入実績面積は、上記で記載した経営者が取得した農地面積の合計を記入。			
4 目標及び活動に対する評価			
目標に対する評価	活動に対する評価		

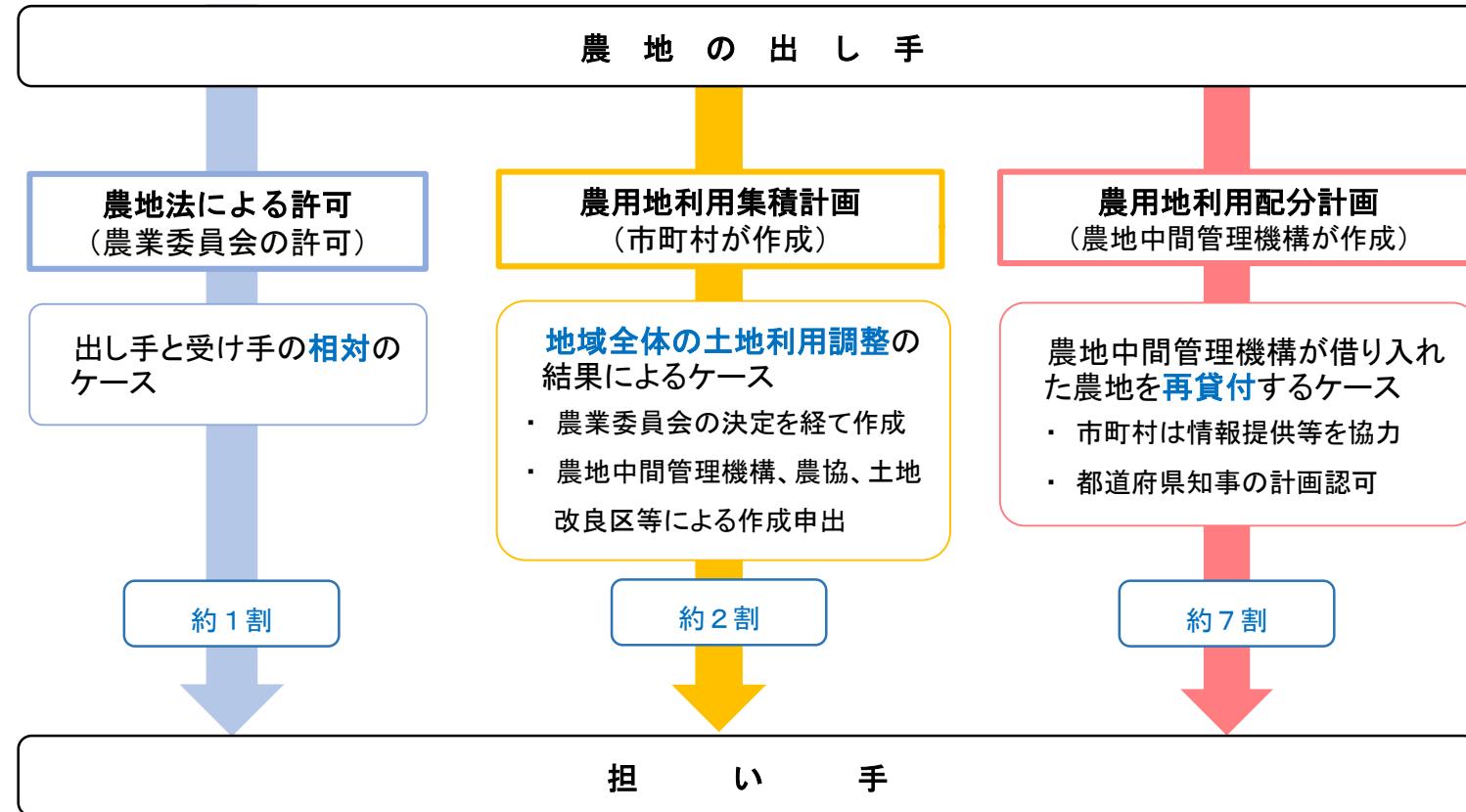
○農業委員会における農地等の利用の最適化の推進状況等の公表

被辯当県	農業委員会名	農地等の利用の最適化の推進状況及び事務の実施状況										
		担い手への農地の利用の最適化の推進状況						農地等の利用の最適化の推進状況				
		新規参入者数 ※1	これまでの実績 ※2	新規参入者数 ※3	新規参入者数 ※4	新規参入者数 ※5	新規参入者数 ※6	新規参入者数 ※7	新規参入者数 ※8	新規参入者数 ※9	新規参入者数 ※10	新規参入者数 ※11
佐賀県	佐賀県農業委員会	1,170	2,140	2,029	2	3,704	3,320	7	6,914	2,000	3,844	10
鹿児島県	鹿児島県農業委員会	860	1,123	1,010	0	20	223	8	5,13	146	5,094	18
沖縄県	沖縄県農業委員会	311	174	1,273	0	779	423	6	7,112	24	7,044	8
高知県	高知県農業委員会	168	1,162	1,229	0	628	389	3	6,322	62	6,319	2
愛媛県	愛媛県農業委員会	1,034	1,076	1,066	2	1,115	464	2	10,546	47	10,544	14
山口県	山口県農業委員会	305	122	1,008	8	34	300	0	5,42	10	5,393	10
徳島県	徳島県農業委員会	509	141	1,036	0	47	1,121	6	46	295	43	45,929

2. 担い手への農地の利用集積の取組状況

2-(1) 担い手への農地の利用集積の仕組み

- 担い手への農地の利用集積に係る権利設定は、①農業委員会の許可、②市町村が作成する農用地利用集積計画、③農地中間管理機構が作成する農用地利用配分計画のいずれかの方法により実施
- 担い手への農地の利用集積（権利設定）の約7割は、農地中間管理機構が作成した農用地利用配分計画に拠るもの



※農地の利用集積の手続毎の割合は、令和2年7月に実施した農業委員会へのアンケート調査の結果を基に算出

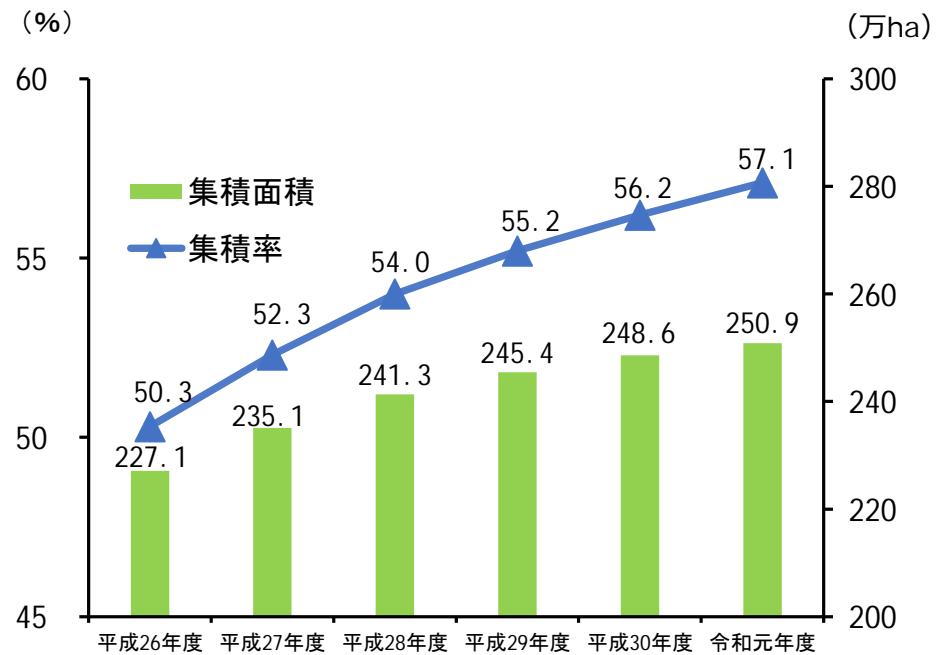
2-(2) 担い手への農地の利用集積の目標と実績

- 各農業委員会は、毎年度、担い手への農地の利用集積面積について、**年度末までの集積目標**を設定
- それぞれの農業委員会が公表している数値を合計すると、
 - 令和元年度までの**集積実績**は**236.4万ha**で、**集積目標**（**241.1万ha**）の**98%**
 - 平成30年度から令和元年度までの**1年間に増加した集積面積**は**1.8万ha**

<目標及び実績(全農業委員会の合計)>

	集積目標 ①	集積実績 ②	達成率 (②／① × 100)
平成29年度	230.2万ha	228.8万ha	99%
平成30年度	239.3万ha	234.6万ha	98%
令和元年度	241.1万ha	236.4万ha	98%

担い手への農地の集積面積と集積率



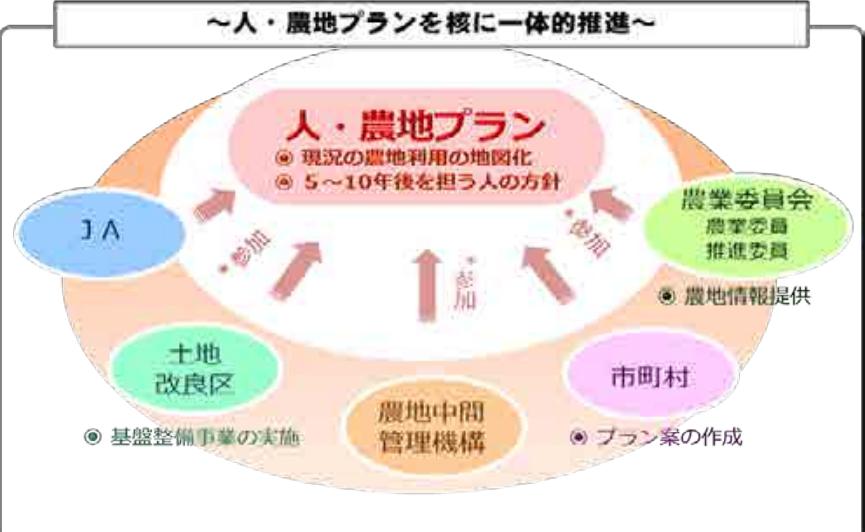
※ 上のグラフの集積面積は、所有地、借入地、農作業受託地から構成（なお、左の表の集積面積は、それぞれの農業委員会が公表している数値を単純に合計したもので、基本的に所有地、借入地から構成され、一部農業委員会については農作業受託地を含む）

2-(3) 担い手への農地の利用集積の課題

- 全国ベースで令和5年度までに担い手へ農地の8割を集積するという目標に向けては、各農業委員会において、意欲的な目標を設定し、取り組んでいくことが必要
この場合、農地の利用集積を進めていくには、貸したい農地と借りたい農地にミスマッチがある、農地の資産保有意識が強い、出し手が相手を選ぶ、集落の中に適当な借り手がない、土地の条件が悪い、借り手に経営の見通しの不安があるなど、生産現場にある多様で難しい課題を解決することが前提
- これらの課題は単独の機関で対応できるものではなく、農業委員会はもとより、市町村、農地中間管理機構、土地改良区、JA等が課題解決策を持ち寄り、地域の関係者が一丸となって取り組んでいく必要
- その際、農業委員会は、農地のコーディネーターとして、農地の保有・利用状況や所有者の意向等、農地の利用集積に向けた有益な情報を提供し、地域の関係者が連携して円滑に取組を進められる環境を作っていく必要

〔令和元年に農地中間管理事業法を改正し、関係者が連携した徹底的な話し合いを通じ、地域の将来的な担い手・農地利用の青写真を定めた「人・農地プラン」の見直し、農業委員会の話し合いへの出席、農地の保有・利用状況や所有者の意向等の提供等を明記〕
- また、提供する情報について、調査の実施から集計までに相当の時間を要し、必ずしも関係機関との速やかな情報共有がなされておらず、情報収集のスピードアップのため、デジタル化を進めていくことが必要

～人・農地プランを核に一体的推進～



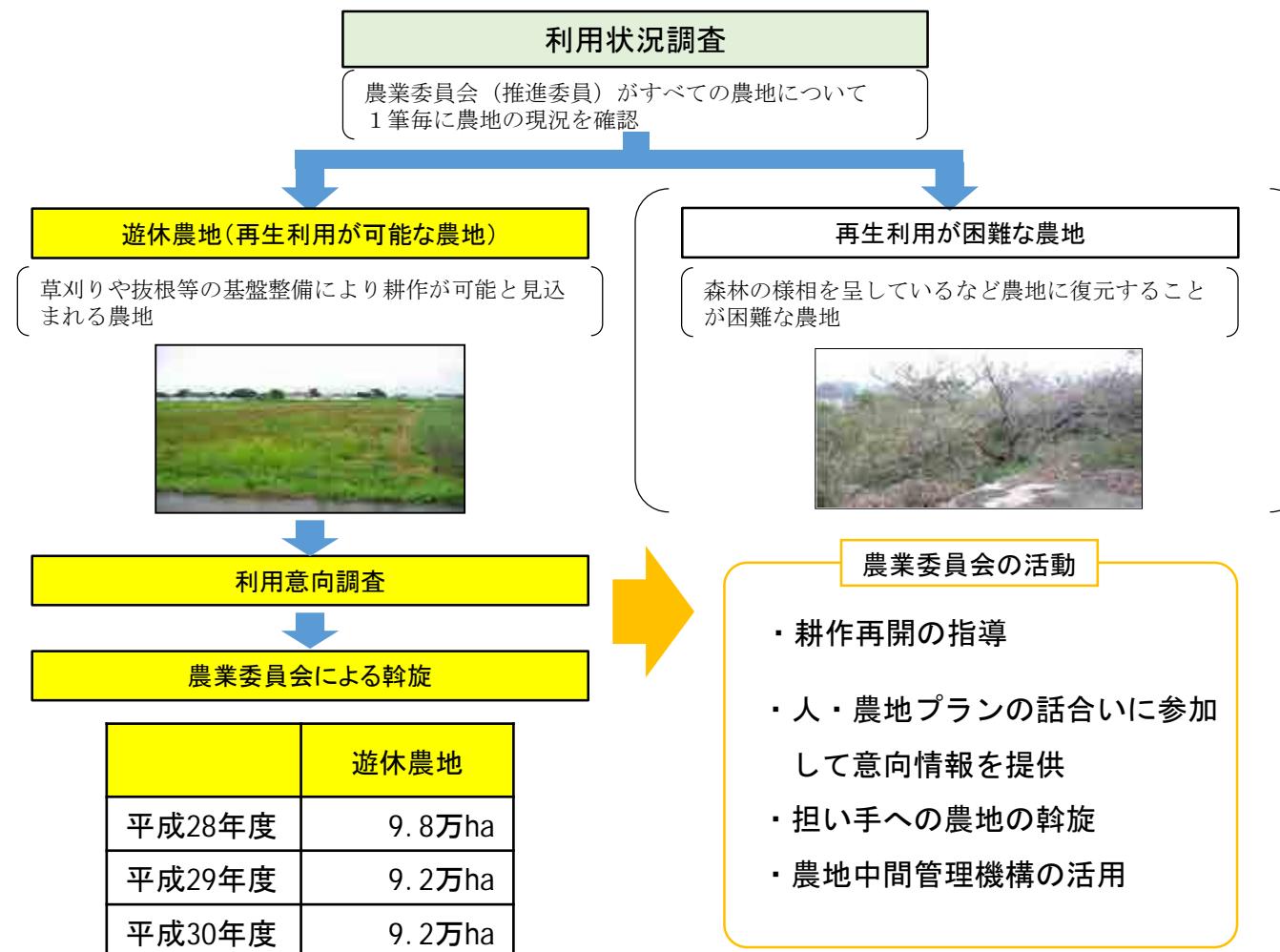
農地中間管理事業の推進に関する法律

- 第二十六条 市町村は、…(中略)…農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、当該市町村内の適切と認める区域ごとに、…(中略)…当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。
- 2 市町村は、前項の協議に当たっては、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めるように努めるとともに、当該協議の参加者に対し、農地に関する地図を活用して、地域における農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保の状況その他の必要な情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 農業委員会は、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供、委員及び推進委員の第一項の協議への出席その他当該協議の円滑な実施のために必要な協力をを行うものとする。

3. 遊休農地解消の取組状況

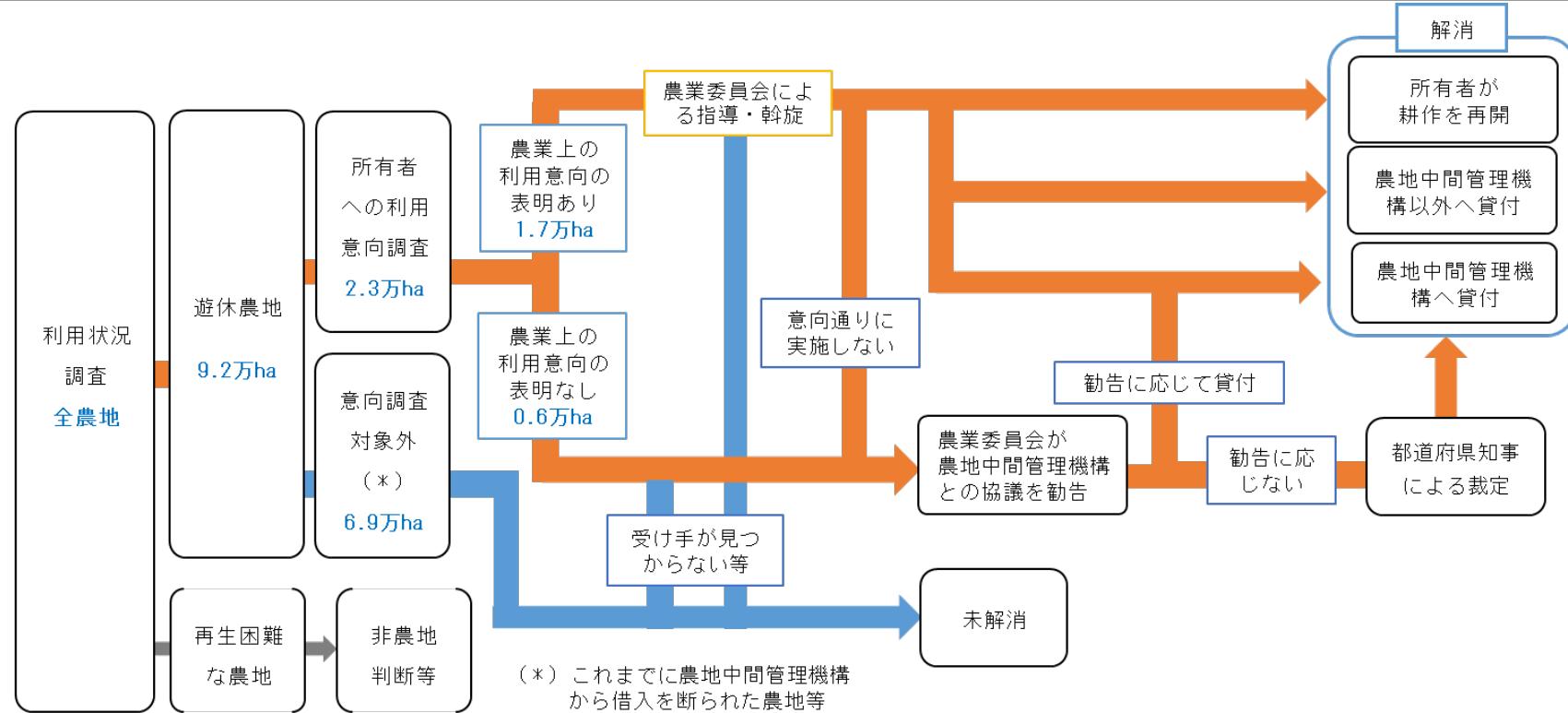
3-(1) 遊休農地の解消の仕組み

- 農業委員会(推進委員)は、毎年1回、すべての農地について利用状況調査を実施。遊休農地(再生利用が可能な農地)については、所有者に対し利用意向調査を実施
- 利用意向調査では、耕作再開の有無、担い手・農地中間管理機構への貸付意向等を確認。その後、貸付意向があったものについては、借り受けを希望する担い手や農地中間管理機構への斡旋を実施



3-(2) 遊休農地の解消目標と実績

- 各農業委員会は、毎年度、遊休農地の解消について、前年度の利用意向調査の結果、過去の実績等を踏まえ、1年間の解消目標を設定
- それぞれの農業委員会が公表している数値を合計すると、令和元年度の遊休農地の解消実績は約4,400haで、解消目標（約8,100ha）の約5割。令和元年度の解消目標は、遊休農地全体の面積（9.2万ha）の約1割



※ それぞれの数値は農林水産省経営局農地政策課調べ

<目標及び実績(全農業委員会の合計)>

	解消目標 (①)	解消実績 (②)	達成率 (②/①×100)
平成29年度	9,208ha	7,538ha	82%
平成30年度	8,926ha	7,370ha	83%
令和元年度	8,116ha	4,417ha	54%

3-(3)遊休農地の解消の課題

- **遊休農地の発生**には、農地の区画が狭小で不整形・水はけが悪い、鳥獣被害が深刻である、相続で不在地主や土地持ち非農家が増加している、高齢化が進む中で借り手が見つからないなど、**それぞれの農地に応じて、様々な要因が複雑に絡みながら存在**
- それぞれの要因に対応して、農業委員会のみならず、市町村、土地改良区、農地中間管理機構などの**関係機関が遊休農地の解消に取り組む必要**があり、農業委員会は、関係機関に対し**遊休農地に関する詳細な情報**(遊休農地の場所、現況等)**を提供**していくことが重要
- 各農業委員会が公表している解消目標の合計は、遊休農地全体の面積の1割に留まっているが、これは、前年度以前に機構が中間管理権を設定する基準に適合しないとした農地について、利用意向調査が行われていないことが主な要因
- このため、令和2年7月、**単に遊休農地であることを理由に機構が取得基準に適合しないと判断しないことを旨とする通知**を発出。本来、**利用意向調査は遊休農地のすべてに行うことが適切**であり、これに**見合った目標を設定する必要**
- その際、遊休農地は草刈りで解消するもの、抜根・整地により解消するものなど**多様であるため、遊休農地の状況に応じた目標を設定**することが必要

「改正農地中間管理事業法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた取組の更なる強化について」
(令和2年7月27日付け2経営第1177号農林水産省経営局長通知)

3 農地集積・集約化の具体的な取組について
⑦…(前略)…また、農地中間管理権の取得の際には、**單に遊休農地であることや受け手が現状いないことをもって取得基準に適合しないと判断せず**、機構が借り受けて維持管理を行いながら受け手を探すという農地バンク事業本来の趣旨に則った判断を行う。

遊休農地の解消事例

【長野市農業委員会(長野県)】

- ほ場整備事業を活用して、リンゴ産地の再生を図るため、農業委員会が農地中間管理機構との連携の下、地権者の意向把握や利用調整を行い、地区内の全ての農地を農地中間管理機構へ貸付け
- 令和元年度より、農家負担のない圃場整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)を実施(令和5年度工事完了予定)
- この結果、地区の農地の過半を占めていた遊休農地が解消予定

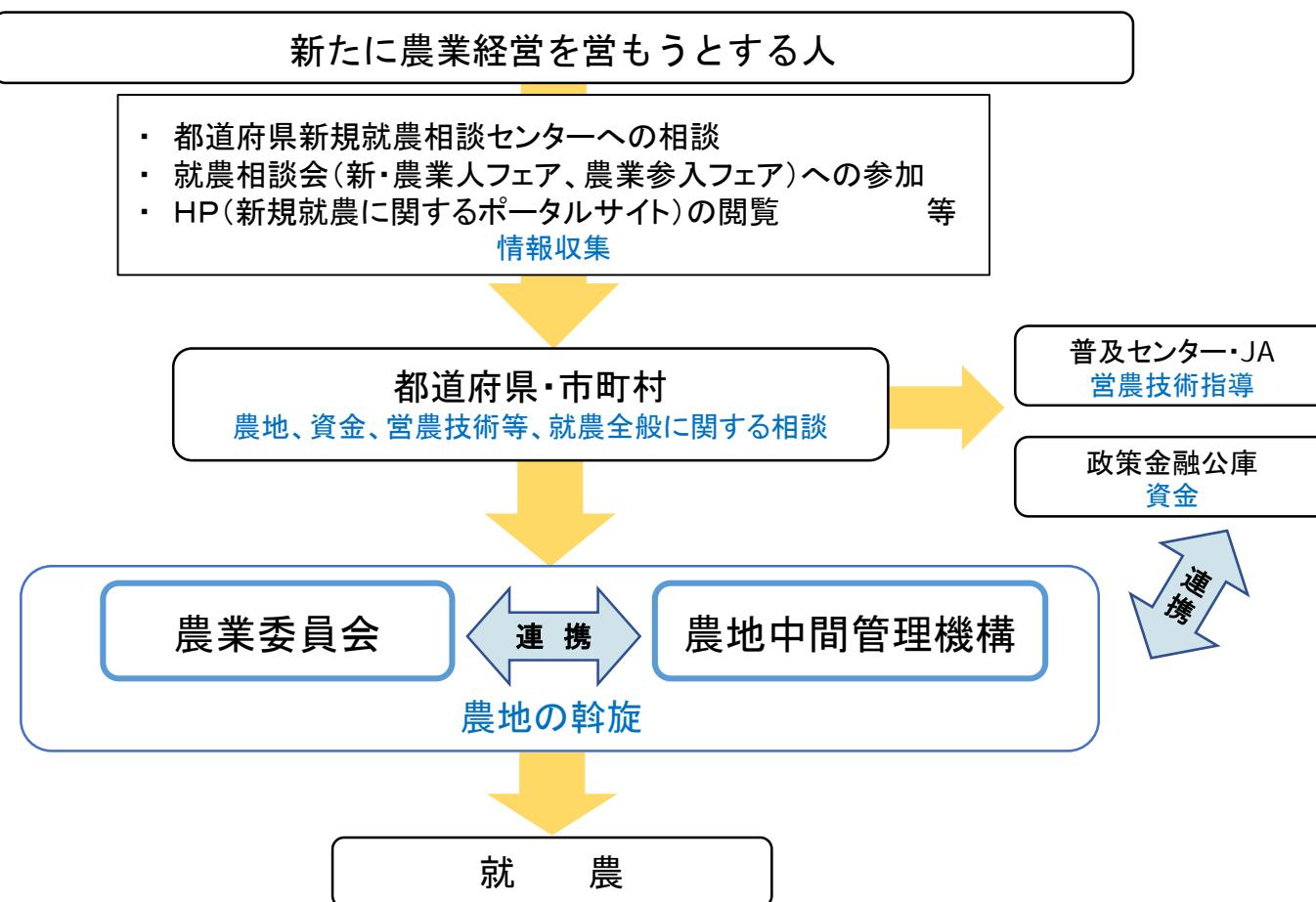
〔長野市綿内東町(わたらしひがしまち)地区〕

地区内農地面積	15.1ha (整備後16.2ha)
遊休農地解消面積	7.9ha
扱い手の集積面積(率)	2.8ha (18.5%) → 13.8ha (85.2%)

4. 新規参入促進の取組状況

4-(1) 新規参入促進の仕組み

- 新たに農業経営を営もうとする人は、農業を始めるに当たり、都道府県の新規就農相談センター等への相談、就農相談会への参加、都道府県等の新規就農に係るHPの閲覧等により、就農に関する情報を収集
- その上で、希望地の都道府県・市町村の窓口に農地、資金、営農技術等就農全般に関することを相談。詳細な相談については、都道府県・市町村が、相談内容に応じて各関係機関を紹介
- 農地に関する情報については、農業委員会と農地中間管理機構に情報が伝えられ、これらの機関が連携し、必要な農地を斡旋

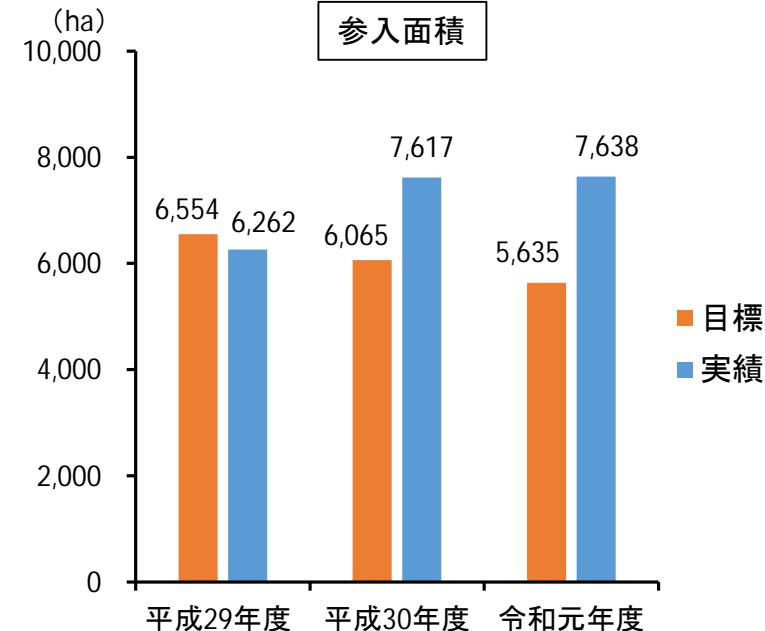
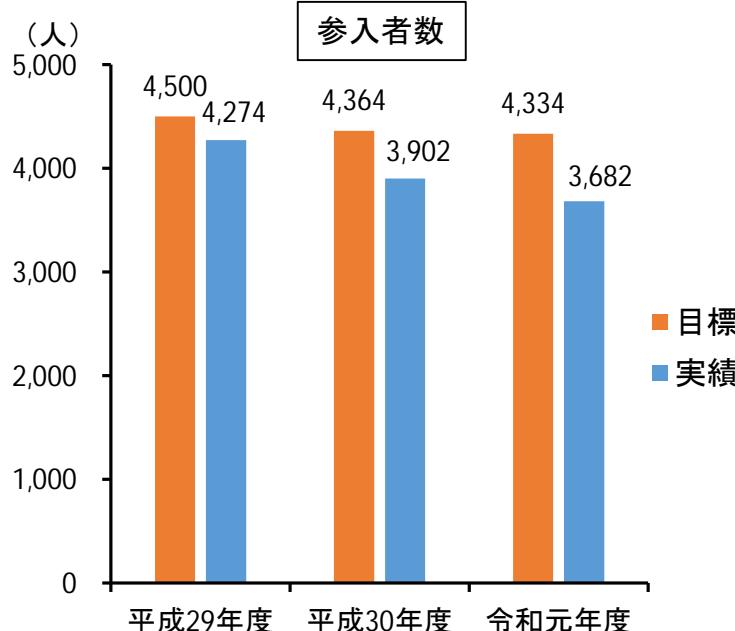


4-(2)新規参入促進の目標と実績

- 各農業委員会は、毎年度、新規参入促進について、1年間の人数と面積の目標を設定
- それぞれの農業委員会が公表している数値を合計すると、令和元年度の新規参入者数の実績は約3,700人で、目標(約4,300人)の約8割

<目標及び実績(全農業委員会の合計)>

	目標 ①		実績 ②		達成率 (②/①×100)	
	参入者数	面積	参入者数	面積	参入者数	面積
平成29年度	4,500	6,554ha	4,274	6,262ha	95%	96%
平成30年度	4,364	6,065ha	3,902	7,617ha	89%	126%
令和元年度	4,334	5,635ha	3,682	7,638ha	85%	136%



4-(3)新規参入促進の課題

- 新規就農に当たっては、技術の習得、農地や資金の確保、地域が営農を支える体制の整備等の農業面での課題とともに、移住に伴う生活面での課題への対応が重要
- 新規就農者の相談窓口である都道府県・市町村、営農技術を指導する普及センター・JA、資金の貸し手である日本政策金融公庫等と、農地の斡旋等を行う農業委員会との連携を強化することが重要
- 地域内外から新規参入者を呼び込むことが重要であり、近年、都道府県による就農相談会等に参加する農業委員会が見られるが、こうした取組を全国的に展開していく必要
- 新規就農者のための農地を確保していくことが必要。一部の地域では、農業委員会と農地中間管理機構等が連携して就農農地を確保する取組を実施しており、こうした取組を全国的に推進するため、令和2年7月、全国の都道府県・市町村・農業委員会等に対して関係機関の連携を図る旨の通知を発出

就農相談会等に参加した農業委員会数

平成30年度	330委員会
令和元年度	352委員会

※ 農林水産省経営局農地政策課調べ

地域外から新規就農者を呼び込んだ活動事例

いいでまち 【飯豊町農業委員会（山形県）】

- 農業委員会、JA、県指導農業士、認定農業者協議会等で構成される「飯豊町地域で育てる担い手協議会」が、県が実施する新・農業人フェアや移住相談会に毎年参加
- 農業委員会は、新規就農希望者に対し、就農計画作成相談、農業短期体験プログラムの提供や農地の斡旋等の支援を実施
- 令和元年は2名（76a）が新規就農

関係機関が連携して新規就農者の農地を確保した活動事例

【高山市農業委員会（岐阜県）】

- 県、市、農業委員会、JA、農地中間管理機構が新規就農の支援チームを立ち上げ、新規就農者への農地の提供を支援するため、市内に2つのモデル団地を設定
- 農業委員会は、地権者から団地内の農地を新規就農者に優先的に貸し出すことの合意を取得
- 基盤整備事業等によりモデル団地を整備した上で、農地中間管理機構を通じて、新規就農者（移住者を含む）に概ね50a（ハウス30a以上）のまとまった農地を貸付

(参考)

- ・ 高山市の耕地面積：4,600ha
- ・ モデル団地面積：2団地計 58.1ha
- ・ 新規就農実績：23名 13.7ha（うち農地中間管理機構の転貸面積：9.3ha）

「改正農地中間管理事業法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた取組の更なる強化について」

（令和2年7月27日付け2経営第1177号農林水産省経営局長通知）

農地中間管理機構、都道府県、市町村、新規就農相談センター、農業大学校、農業委員会等の関係機関において相互に就農希望に関する情報共有を行い、新規就農者の農地確保を支援する取組を推進する。

関係機関が支援チームを立ち上げ、地域の合意形成を行った上で予め新規就農者へ優先して貸し付けるための一団の農地を用意する取組（新規就農モデル団地）が効果を上げていることから、こうした取組を積極的に推進する。